



久喜市監査委員告示第5号

久喜市監査基準第12条の規定に基づき地方自治法第199条第5項の監査  
を執行したので、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年8月4日

久喜市監査委員 菊地雅之

久喜市監査委員 上條哲弘

## 令和4年度随時監査（令和4年6月24日執行分）結果報告の提出について

地方自治法第199条第5項の規定による令和4年度随時監査を、久喜市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

議会事務局、市長部局及び各行政委員会事務局における令和3年度5月分（出納整理期間）及び令和4年度5月分の財務事務

#### 2 監査の着眼点

支出事務を中心とした財務に関する事務の執行が、法令に適合し、正確に行われているかなどを着眼点とした。

#### 3 監査の実施内容

無作為抽出した財務諸票（支出命令書等）を確認、起票者等への質問などの方法により監査を実施した。なお、本件監査は、一般会計及び特別会計に係る例月出納検査（令和3年度5月分（出納整理期間）及び令和4年度5月分）に併せて実施した。

#### 4 監査の期間

令和4年6月24日から令和4年7月28日まで

### 第2 監査の結果

今回、前記のとおり実施した限りにおいて、例月出納検査の対象月（令和4年度5月分）に係る財務諸票（支出命令書等）を抽出して確認したところ、データ伝送による債権者への振り込みにおいて、請求額に対して支払額に不足が生じる事案が確認された。

従って、以下のとおり意見を述べることとする。

#### 1 （指摘）

特になし。

#### 2 （意見）

出納事務の基本的事項を改めて認識し、再発防止策を徹底されたい。